

高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ開催要綱

1 趣旨

先般（平成 27 年）の医療保険制度改革において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）が改正され、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者の心身の特性に応じた保健事業を行うよう努めなければならないこと等が明記され、平成 28 年度から、広域連合において、栄養指導等の高齢者の特性に応じた保健事業を実施することとされた。

このため、高齢者の特性に応じた保健事業のあり方の検討や広域連合が当該保健事業を実施するに当たってのガイドラインの策定等を行うため、保険者、医療関係者及び学識経験者の参集を得て、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」の下に、「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」を設置する。

※ なお、本ワーキンググループにおいては、検討の対象として後期高齢者医療制度における保健事業を念頭に置いているが、心身機能の低下の進行には個人差があり前期高齢者においても進行しうること、国保等との保健事業との連携の必要性等を踏まえ、高齢者全般も議論、検討することができるよう、対象を 75 歳以上の方に限らず、名称は、「高齢者」の保健事業のあり方検討ワーキンググループとする。

2 検討課題

- (1) 高齢者の特性に応じた保健事業のあり方の検討や広域連合が当該保健事業を実施するに当たってのガイドラインの策定等
- (2) その他

3 構成員

ワーキンググループの構成員は、厚生労働省保険局長が委嘱する者とし、うち 1 名を座長とする。（別紙 1）厚生労働省保険局長は、より幅広い見地からの検討が可能となるよう、ワーキンググループの意見を踏まえて、必要に応じ、構成員を追加するとともに、構成員以外の関係者の出席を求めることができることとする。

また、ワーキンググループの効果的・効率的な検討に資するように、ワーキンググループの下に作業チームを設置し、チーム員は厚生労働省保険局長が委嘱する者とする。（別紙 2）

4 検討会の運営

第 1 回を平成 28 年 7 月 20 日に開催、その後、平成 29 年 2 月を目途に第一次とりまとめ予定（平成 28 年度検討事項に係る成果物の策定）。

5 その他

- (1) ワーキンググループの庶務は、厚生労働省保険局高齢者医療課が担当する。
- (2) 率直な意見の交換を確保する必要があることから、会議を非公開とする。可能な範囲で資料を公表し、議事要旨を作成する。検討状況については、検討会に隨時に報告する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会議において定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 7 月 20 日から施行する。

高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ 構成員

<構成員>

飯山 幸雄	公益社団法人国民健康保険中央会 常務理事
石崎 達郎	東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長
下浦 佳之	公益社団法人日本栄養士会 常務理事
杉山みち子	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
鈴木 隆雄	桜美林大学老年学総合研究所 所長
高野 直久	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター センター長
中板 育美	公益社団法人日本看護協会 常任理事
平野美由紀	愛知県飛島村保健福祉課長
伏屋 真敏	岐阜県後期高齢者医療広域連合 事務局長
松本 純一	公益社団法人日本医師会 常任理事
村岡 晃	高知県高知市健康福祉部長
吉田 力久	公益社団法人日本薬剤師会 常務理事
吉村 典子	東京大学医学部附属病院 22世紀医療センター特任准教授

(五十音順、敬称略)

高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ 作業チーム

<チーム員>

飯島 伴典	イイジマ薬局(長野県上田市)
生田 図南	医療法人社団南生会生田歯科医院 理事長(熊本県天草市)
石崎 達郎	東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長
小倉芳意智	岐阜県後期高齢者医療広域連合 納付課長
鎌形喜代実	公益社団法人国民健康保険中央会 参与
田中 和美	神奈川県大和市健康福祉部健康づくり推進課 係長
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター センター長
西本 美和	滋賀県大津市健康保健部長寿政策課地域包括ケア推進室 主幹
花戸 貴司	滋賀県東近江市永源寺診療所 所長
村中 峰子	公益社団法人日本看護協会 健康政策部長
村本あき子	あいち健康の森健康科学総合センター 健康開発部長
渡辺 象	公益社団法人東京都医師会 理事

(五十音順、敬称略)